

「全日本合唱教育研究会 大分県支部」会則

第1章 名 称

第1条 本会は、「全日本合唱教育研究会 大分県支部」（略称、「合唱研大分県支部」）と称し、事務局を事務局長の勤務する学校に置く。本会は「全日本合唱教育研究会」（東京本部）の下部組織とする。

第2章 目 的

第2条 本会は、大分県内の小中学校の合唱教育をいっそう盛んにするとともに、合唱指導の向上を図り、お互いの研修の場を広めながら、合唱活動の輪を深めていくことを目的とする。

第3章 事 業

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次のような事業を行う。

1. 合唱指導の技術向上のための研修会を行う。
2. その他、本会の目的達成に必要と認める事業。

第4章 組 織

第4条 本会の会員は、次の通りとする。

1. 正会員 小中学校の音楽教育に携わる教員・元教員。
2. 準会員 本会の趣旨に賛同する者・団体

第5条 本会の事務局内の本部役員とその任務は次の通りとする。

1. 会長（1名） 会の代表・会務統括
2. 事務局長（1名） 全国本部との連携業務
事務局会の運営
講習会実現に向けての各種交渉
3. 事務局次長（1～2名） 派遣申請発送事務
講習会案内状発送事務
※会の主要業務は事務局長と事

務局次長の2～3名で、役割分担をして行う。

- 4. 会計（1名） 会計業務全般
- 5. 会計監査（1名） 会計監査事務
- 6. ピアニスト（若干名） 講習会でのピアノ演奏

第6条 本会は次の部署で構成する。

- 1. 本部運営委員会 会長、事務局長、事務局次長
- 2. 事務局会 事務局員全員

第5章 本部役員の選出と任期

第7条 本会の役員は次の方法で選出し、事務局会での承認を得る。

- 1. 会長は事務局会の推薦によって選出する。
- 2. 事務局長は会長の推薦により、事務局会にて承認を得る。
- 3. 事務局次長は事務局長の推薦により、事務局会にて承認を得る。
- 4. 会計、会計監査、ピアニストは、事務局長の推薦により、事務局会にて承認を得る。

第8条 役員の任期は2カ年とする。ただし、再選を妨げない。

第9条 本会の役員に欠員が生じたときは後任者を決め、その任期は前任者の残留期間とする。

第6章 会議

第10条 事務局会は、年3回開催され、以下のことを出席者の過半数で議決する。

- 1. 役員の承認
- 2. 運営方針
- 3. 講習会の講師選定、内容、役割分担
- 4. 各自の研修目標および研修計画
- 5. 会務報告

6. 予算、収支、決算

第11条 事務局会は会長が必要と認めたとき招集し、会務を議決する。

<主な内容>

第一回 6月

その年度の役員承認、前年度の会計報告

夏の講習会の役割分担、各自の研究テーマ決定

第二回 12月～1月

夏の講習会の反省、会計、冬の講習会の打ち合せ

研究進捗状況の各自報告

第三回 3月

冬の講習会の反省、会計、研究内容の最終報告

第7章 研 修

第12条 本会は研究団体であり、事務局会を研究のための会議とする。

1. 毎年一人一テーマを決めて、実践に取り組む。
2. 事務局会にて、進捗状況、最終報告を行い、事務局員同士で還流を図る。

第8章 会 計

第13条 本会の運営は、各事業の参加費をもって充てる。

第9章 監 査

- 第14条
1. 監査は本会の会務および会計の監査を行う。
 2. 監査は、事務局長の推薦によって、1名選出する。

第10章 顧 問

- 第15条
1. 顧問は、本会の目的遂行のための助言と指導を行う。
 2. 顧問は、事務局会による推薦と、会長の委嘱によって選出する。

第11章 付 則

第 16 条 本会の運営に必要な細則は、事務局会にてこれを決定する。

第 17 条 本会の会則改正は、事務局会にて議決する。ただし、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

第 18 条 本会の事務局会の開催が、2 年を超えて不可能なとき、次期開催まで、現行役員がその任務を遂行する。

第 19 条 付則

- ・ 本会則は平成 18 年 1 月より有効。
- ・ 全面改正（令和元年 6 月）より施行。